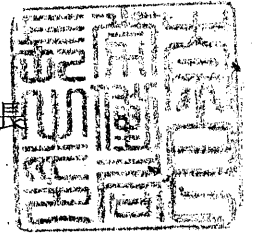


奈勞発基 0604 第 2 号  
令和 2 年 6 月 4 日

関係団体各位

奈良労働局長



「職場における熱中症の予防について」の一部改正について

職場における熱中症の予防については、平成21年6月19日付け基発第0619002号「熱中症の予防について」により対策を推進してきたところです。

今般、別添のとおり改正されましたので、事業場における熱中症予防対策が的確に実施されるよう、関係事業者等に周知いただきたくお願い申し上げます。